

後期高齢者医療制度の保険料率等のお知らせ

■令和7年度の保険料の計算方法について

保険料は、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」と、被保険者全員が等しく負担する「被保険者均等割額」を合計して、個人単位で計算されます。

所得割額	+	被保険者均等割額	=	保険料(年額)
(所得金額－基礎控除額※1) ×所得割率 11.13%※2		被保険者一人当たり 53,438円		(限度額80万円※3) 100円未満切捨て

※1 基礎控除額

合計所得金額2,400万円以下の場合、基礎控除額43万円

合計所得金額2,400万円超2,450万円以下の場合、基礎控除額29万円

合計所得金額2,450万円超2,500万円以下の場合、基礎控除額15万円

合計所得金額2,500万円超の場合、適用なし

※2 所得101万円(旧ただし書き所得58万円)以下の被保険者の令和6年度の所得割率については、10.40%を適用し、所得割額を算定していました。

※3 令和6年度については、令和6年度に新たに75歳に到達する方を除き、限度額は、73万円でした。

■令和7年度の被保険者均等割額の軽減について

所得の低い方に対しては、被保険者均等割額の軽減措置を適用します。

◎令和7年度から国の基準に合わせて、5割軽減、2割軽減の対象を拡大しました。

7割軽減	改正なし	所得金額の合計(※1)が 43万円+10万円×(給与所得者等(※2)の人数-1)以下の世帯
5割軽減	令和6年度	所得金額の合計(※1)が 43万円+(29.5万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※2)の人数-1)以下の世帯
	令和7年度	所得金額の合計(※1)が 43万円+(30.5万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※2)の人数-1)以下の世帯
2割軽減	令和6年度	所得金額の合計(※1)が 43万円+(54.5万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※2)の人数-1)以下の世帯
	令和7年度	所得金額の合計(※1)が 43万円+(56万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等(※2)の人数-1)以下の世帯

(※1)世帯主とその世帯にいる被保険者の所得金額の合計(65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額)

(※2)給与所得者等とは、給与所得を有する者(給与収入が55万円を超える者)または、公的年金等にかかる所得を有する者(65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者、65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が125万円を超える者)をいいます。

問 愛知県後期高齢者医療広域連合管理課保険料グループ ☎955・1223

保険医療課 後期高齢者医療係 ☎444・3168 FAX443・3555